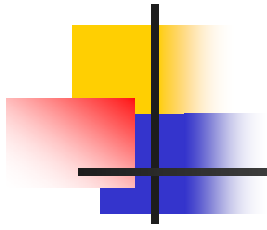


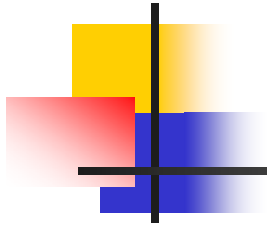


迷惑メール対策の現状について

事 務 局



- 1 平成13年に開催した「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」について
- 2 迷惑メール対策に関する法制度について
 - 「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」の概要
 - 「特定商取引に関する法律」との比較
- 3 迷惑メールの現状
 - 迷惑メールによる被害の現状について
 - 迷惑メールの送信手法の巧妙化・悪質化について
- 4 迷惑メール対策の現状
 - 電気通信事業者、民間団体等による取り組みについて
 - 行政による取り組みについて
- 5 海外の状況について
 - 諸外国の法制度について
 - 迷惑メールの現状及び対策の内容について
 - 国際機関における取り組みについて



1 平成13年に開催した「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」について

「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」について

- ・ 迷惑メールへの対応について、幅広い関係者の参加を得て、平成13年11月より研究会を開催
- ・ 平成14年1月に、検討結果を取りまとめ、公表

検討内容

迷惑メールの実態を把握するとともに、諸外国における状況、対応策及びその実効性の調査分析等を行い、迷惑メールの流通を抑制・防止するために必要な方策の検討を実施

取りまとめ

平成14年1月の取りまとめにおける提言の概要

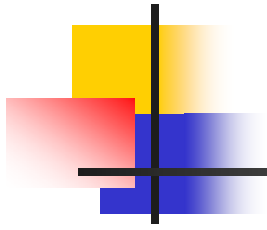
迷惑メール問題に対処するためには、制度的、技術的な対応を総合的に実施していく必要

制度的には、「営利事業を営む者が営業に関する情報を送信する電子メール」を対象として、受信拒否の意思表示をした者への再送信の禁止（オプトアウト）、発信者の正確な連絡先等の表示義務等を課すこと等を検討すべき

技術的には、多様なフィルタリング機能の提供や受信者の求めに応じたヘッダ情報の閲覧等の対応が必要

構 成 員

堀部 政男	中央大学法学部教授
松本 恒雄	一橋大学大学院法学研究科教授
佐伯 仁志	東京大学法学部教授
長谷部恭男	東京大学法学部教授
岡村 久道	弁護士
加藤 真代	主婦連合会 参与
角田 真理子	国民生活センター 消費者契約法相談分析・支援室長
岸原 孝昌	モバイル・コンテンツ・フォーラム 事務局長
林 俊樹	(社)デジタルメディア協会 ネットワーク・モバイル委員会副委員長
高橋 徹	(財)インターネット協会 副理事長
宮原 英明	(社)電気通信事業者協会 専務理事
桑子 博行	(社)テレコムサービス協会 事業者倫理・インターネット委員会 委員長
新堀 龍明	(社)日本インターネットプロバイダー協会 理事
榎 啓一	(株)NTTドコモ 取締役 iモード事業本部長
伊藤 泰彦	KDDI (株) 執行役員常務 IP事業本部長
五十嵐 善夫	ジェイフォン (株) 執行役員 法務・渉外部長
下浦 敏治	ニフティ (株) 常務取締役 (兼) システム統括部長



2 迷惑メール対策に関する法制度について

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（特定電子メール法） の概要〔平成14年4月11日成立（同月17日公布） 同年7月1日施行〕

「特定電子メール」の定義

あらかじめその送信することに同意する旨の通知をした者等一定の者以外の個人に対し、営利を目的とする団体及び営業を営む場合における個人（送信者）が、自己又は他人の営業につき広告又は宣伝を行うための手段として送信する電子メール（第2条2号）

送信者に関する規定

【表示義務】

特定電子メールの送信にあたり、送信者に次の事項の表示を義務づけ（第3条）

特定電子メールである旨（「未承諾広告」）

送信者の氏名又は名称、住所

送信に用いた電子メールアドレス

受信拒否の通知を受けるための電子メールアドレス 等

【拒否者に対する送信の禁止】

送信拒否の通知をした者に対する特定電子メールの送信を禁止（第4条）

【架空電子メールアドレスによる送信の禁止】

プログラムを用いて作成した架空電子メールアドレスに宛てて電子メールを送信することを禁止（第5条）

【苦情等の処理】

特定電子メールの送信者は、苦情、問合せ等については、誠意をもって、これを処理しなければならない（第8条）

第3条～第5条の規定を
遵守していない場合

- ・ 総務大臣による措置命令（第6条）
- ・ 措置命令に従わないときは、50万円以下の罰金（第18条）

電気通信事業者に関する規定

【情報提供及び技術の開発】

電子メールサービスを提供する電気通信事業者は、特定電子メールによる電子メールの送受信上の支障の防止に資するサービスに関する利用者への情報提供及び技術の開発又は導入に努めなければならない（第9条）

【電気通信役務の提供の拒否】

電気通信事業者は、一時に多数の架空電子メールアドレスに宛てた電子メールが送信された場合には、その電気通信役務の提供を拒むことができる（第10条）

総務大臣に関する規定

【総務大臣に対する申出】

違反した特定電子メールの受信者は、適当な措置をとるべきことを申し出ることができる（第7条）

【電気通信事業者の団体に対する指導・助言】

電気通信事業者の団体が行う業務に関し、必要な指導及び助言を行うように努める（第11条）

【研究開発状況の公表】

毎年少なくとも1回、技術の研究開発及び電気通信事業者によるその導入の状況を公表（第12条）

【報告及び立入検査】

特定電子メール等の送信者に対し、必要な報告をさせ、又は職員に事業所に立ち入り、帳簿等を検査をさせることができる（第16条）

報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は30万円以下の罰金（第19条）

指定法人に関する規定

総務大臣に対する申出についての指導又は助言、事実関係の調査及び情報収集等を行う指定法人の指定等を規定（第13条～15条）

法律・省令に基づく表示のイメージ

携帯電話の場合の表示（例）

送信に用いた
電子メールアドレス

特定電子メールである旨

下記が送信者のものである旨

送信者の氏名又は名称

送信者の住所・電話番号
(表示場所は通信文より前に限らず
任意の場所(リンク先等)でも可)

オプトアウトができる旨
及びその通知を受けるための
電子メールアドレス

From : aaa@aaa.aaa
日時 : 2002/7/1 12:00
件名 : 未承諾広告

<送信者>
・氏名又は名称 :
・住所 : 東京都 区 町 -
・電話番号 : 03-0000-0000

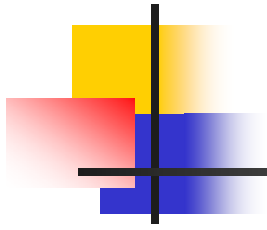
当方からのメールが不要な方は、
「受信拒否」と表示して
bbb@bbb.comまでメールを送信し
て下さい。

通信文

表示事項	表示場所
未承諾広告	特定電子メールの表題部の最前部
特定電子メールの送信者の氏名又は名称	特定電子メールの通信文より前
特定電子メールの送信者の住所・電話番号	任意の場所
特定電子メールの送信に使用した電子メールアドレス	送信者電子メールアドレス表示部
電子メールでオプトアウトの通知ができる旨及び当該通知を受けるための電子メールアドレス	特定電子メールの通信文より前
特定電子メールの伝送の経路を示す情報	任意の場所

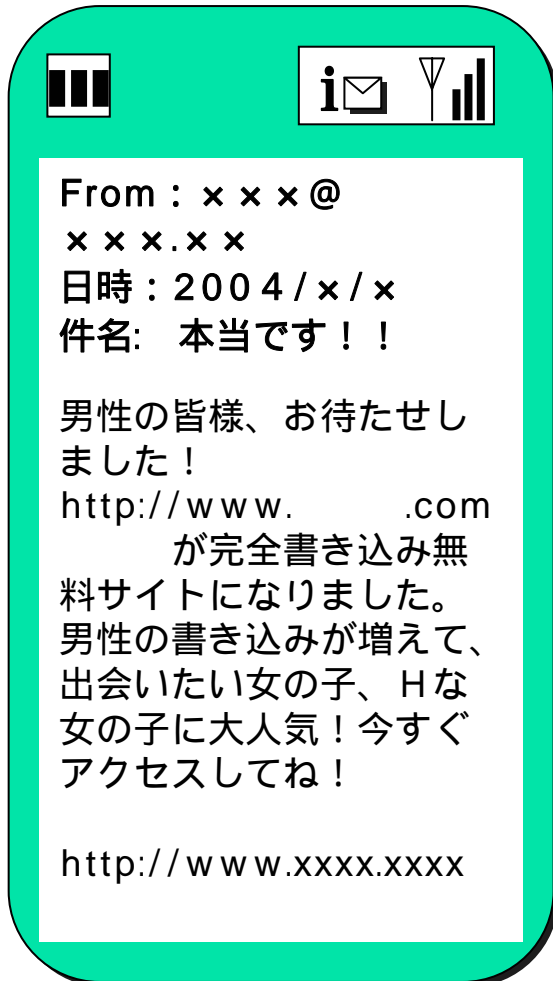
(参考) 特定電子メール法と特定商取引法との比較

	特定電子メール法	特定商取引法
目的	電子メールの送受信上の支障の防止の観点から送信規制	消費者保護と取引の公正の観点から広告規制
規制対象メール	一時に多数送信される広告宣伝メール	通信販売等の商業広告メール (特定商品・特定役務に限る)
規制対象者	送信者 (委託をした者(=販売業者等及び役務提供事業者)は除く。)	販売業者及び役務提供事業者 (広告代行業者は除く。)
規制内容		
表示義務 (共通事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 件名欄に「未承諾広告」 ・ 送信者のメールアドレス、住所等 ・ 受信拒否の方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 件名欄に「未承諾広告」 ・ 事業者のメールアドレス、住所等 ・ 受信拒否の方法
(個別事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経路情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商品の情報、取引条件等
再送信禁止		
架空メール対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 架空メールアドレスによる送信禁止 ・ 電気通信役務の提供の拒否 	-
主務大臣	総務大臣	経済産業大臣及び事業所管大臣

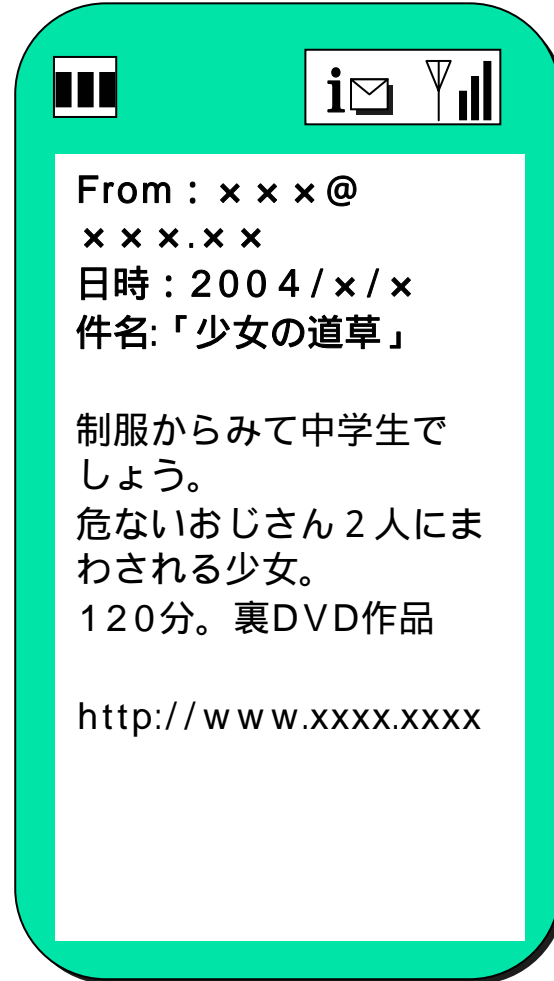


3 迷惑メールの現状

迷惑メールの例とその問題点



出会い系サイトの宣伝



アダルトDVDの宣伝

望まない迷惑メールを送られることによる問題点

利用者

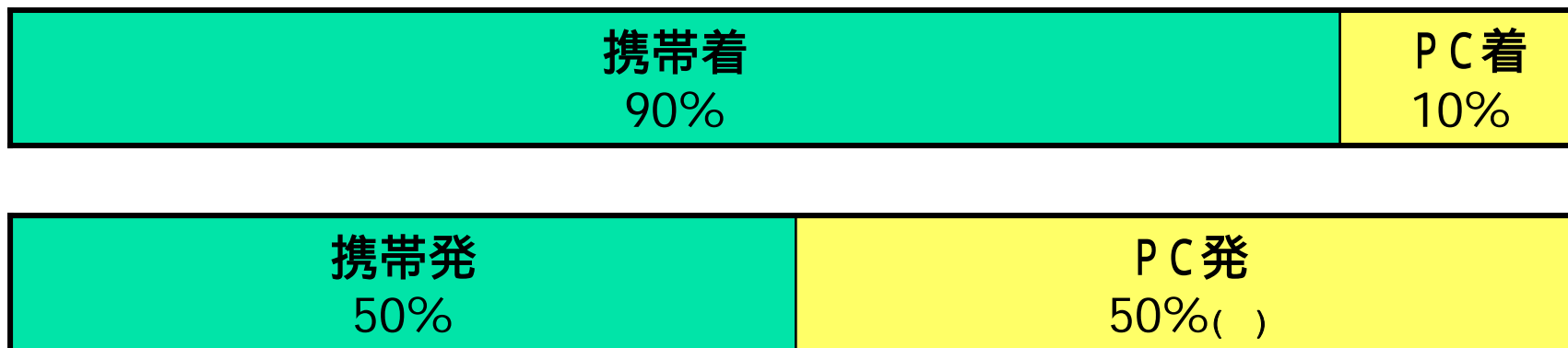
- 知らない人からメールが一方向的に送信されてくること
- 自分の個人情報が漏洩しているのではないかと不安になる
- 児童買春の温床
- 迷惑メールのうち、出会い系サイトの宣伝が90%
- 児童買春の97%が携帯経由
- 不快なメールの受信にもかかわらず課金されること
- 深夜にメールの着信音が鳴ること

事業者 (ISP)

- 大量の電子メールの取扱いに係る設備の増設、設備運用体制増強等のコスト負担
- 迷惑メールの受信や正当なメールの遅延に関する利用者からの苦情への対応によるコスト負担

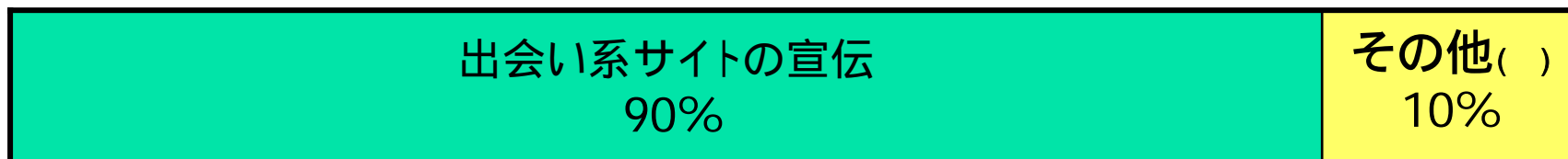
日本におけるスパムの状況（特徴）

媒体（端末）



送信者名を詐称しているスパマーが多いことから、実際のPC発の割合はこれより高いと推定される。

迷惑メールの内容



ポルノ、薬物、ソフトウェア等

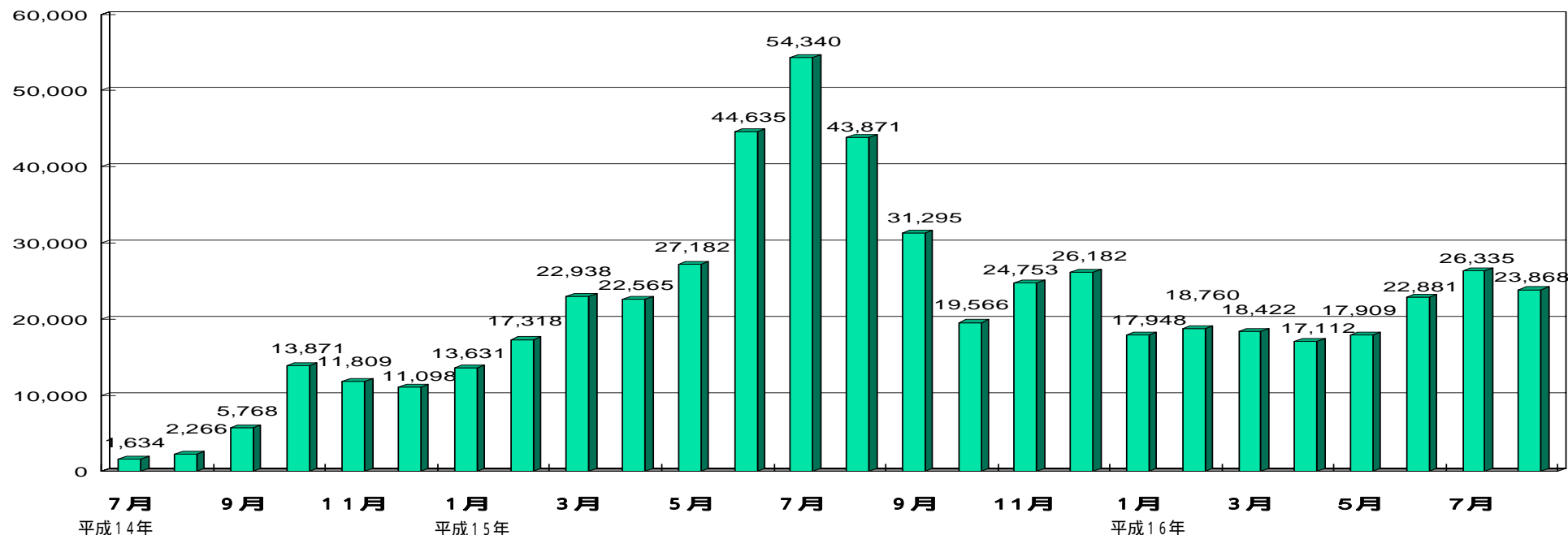
平成15年度に迷惑メール相談センター((財)日本データ通信協会内)に寄せられた違反情報提供を分析したもの(サンプル調査)。

(参考) 迷惑メールに関する苦情・相談等の件数の推移

利用者が受信した特定電子メールに関する表示義務（法第3条）違反等のメールに関するもの。

迷惑メール相談センターに寄せられた迷惑メールに関する申告件数の推移

(件)



注:「迷惑メール相談センター」とは、平成14年7月10日に、特定電子メール法第13条に基づく指定法人である「(財)日本データ通信協会」内に設置された組織。



苦情・相談等の件数は、電気通信事業者による新たな対策の実施や新たな手法・内容による迷惑メールの登場などにより一時的に増減することもあり、必ずしも実際の迷惑メールによる被害の増減を表すわけではないが、依然として高水準で推移していると考えられる。

迷惑メールの現状（アンケート調査結果等）

- ・ 総務省の電気通信サービスモニターに対するメールアンケート（平成15年12月実施）の結果（有効回答数206人）によると、
 - 41%が、自宅のパソコンで毎日1通以上の迷惑メールを受信
 - 50%が、職場のパソコンで毎日1通以上の迷惑メールを受信
 - 49%が、携帯電話で毎日1通以上の迷惑メールを受信また、いずれの場合も約半数が、出会い系サイトやポルノ商品の広告宣伝等不快な内容の迷惑メールを受信している。

- ・ ネプロジャパン（携帯電話向けコンテンツ事業者）のホームページ上のアンケート結果（有効回答数5,430人）によると、64%の人が、毎日1通以上の携帯電話あて未承諾広告メールを受信しており、23%の人が、毎日3通以上の携帯電話あて未承諾広告メールを受信している。

- ・ シマンテック（セキュリティソフト会社）のアンケート結果（有効回答数1,200人）でも、83.2%の人が、過去に何らかのパソコンあて迷惑メールを受信しており、44.5%の人が1日に1通以上のパソコンあて迷惑メールを受け取っている。また、回答者の半数以上が、最近1年間の迷惑メールが増加傾向にあると感じている。



迷惑メール送信手口の巧妙化・悪質化

特定電子メール法制定当時と比較して、迷惑メールの送信を行う者の送信手法が巧妙化・悪質化しており、最近では以下のような手法が多いのではないかと推測されている。

いわゆるスパムゾンビ（ゾンビPC）による送信

- ・第三者のコンピュータに不正に侵入したりウイルスに感染させたりすることにより、そのコンピュータを迷惑メールを送信するために利用する。
- ・本来の所有者の意思に反し、何らかの遠隔指示により又は自動的に、多数の迷惑メールを勝手に送信してしまう。

オープンレサーバの利用等の不正中継による送信

- ・電子メール送信の経路情報を正しく記録しない設定がされているサーバ（オープンレサーバ等）を意図的に中継させることにより、送信者の情報が受信者にわからないようにして送信する。

複数のISP渡り歩いて送信を継続

- ・あるISPが利用できなくなると、即座に他のISPと契約することにより、間を空けずに継続して迷惑メールの送信を継続する。

外国のサーバを経由した送信

- ・外国に設置されたサーバを経由することにより、送信者の特定を困難にして送信する。
- ・上記の送信手法と組み合わせて利用されることも多いと考えられている。
- ・日本語で記述されている迷惑メールなどは、実際には国内発信の事例もあると考えられる。

自動収集したアドレスの利用

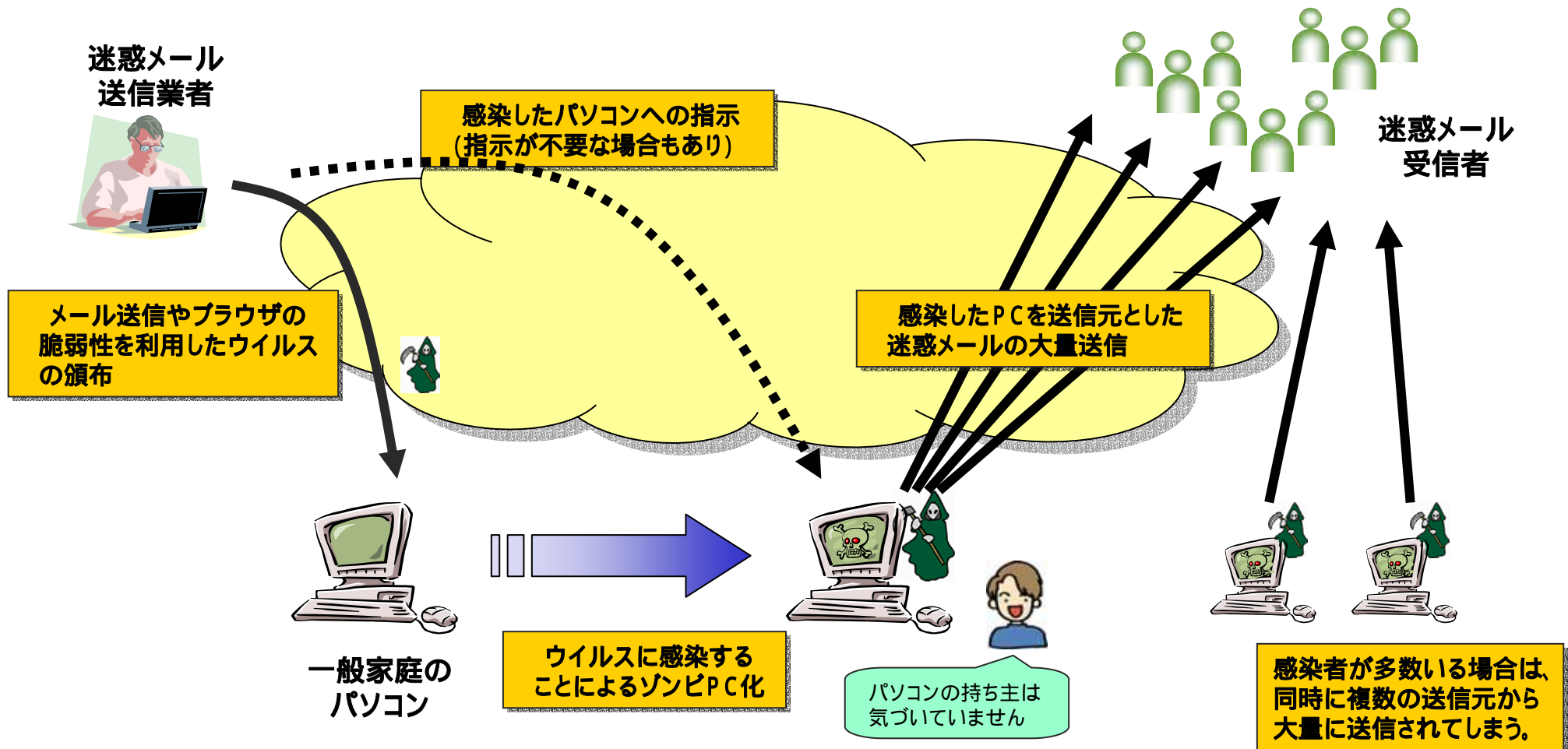
- ・ランダムに宛先アドレスを作成する以外に、web上に情報が掲載されているメールアドレスを自動的に収集することにより送信する。
- ・自動アドレス生成手法でも、より複雑なアドレスにも対応した送信ツールが利用されていると考えられる。

ショートメッセージサービスによる迷惑メール送信

- ・同一携帯電話事業者の携帯端末間で電話番号を宛先として送信するメールサービスを利用した迷惑メールが増加している。

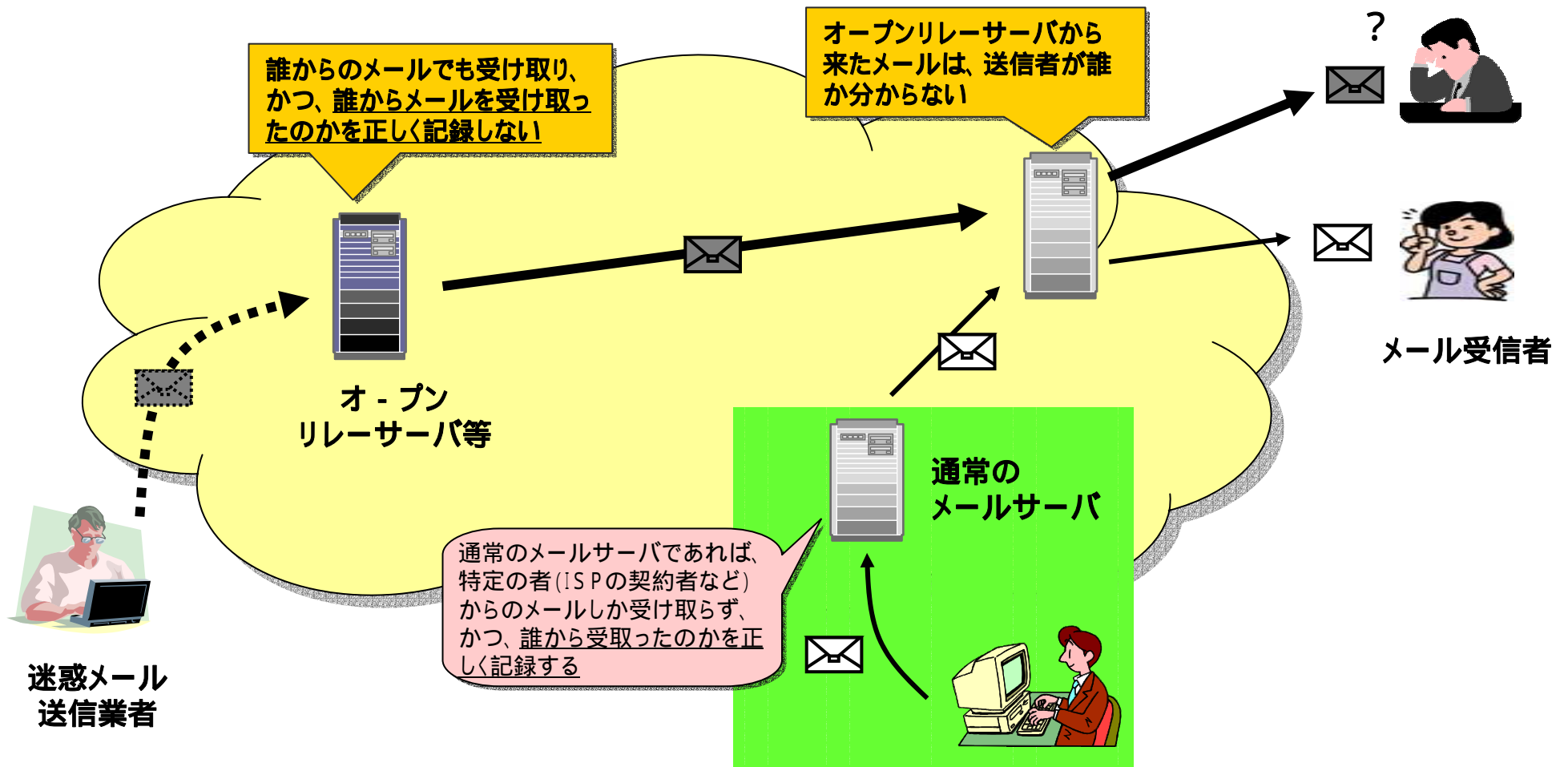
いわゆるスパムゾンビ（ゾンビPC）による送信

第三者のPCに不正侵入したりウイルスに感染させたりすることにより、そのPCを迷惑メールを送信するために利用するもの。



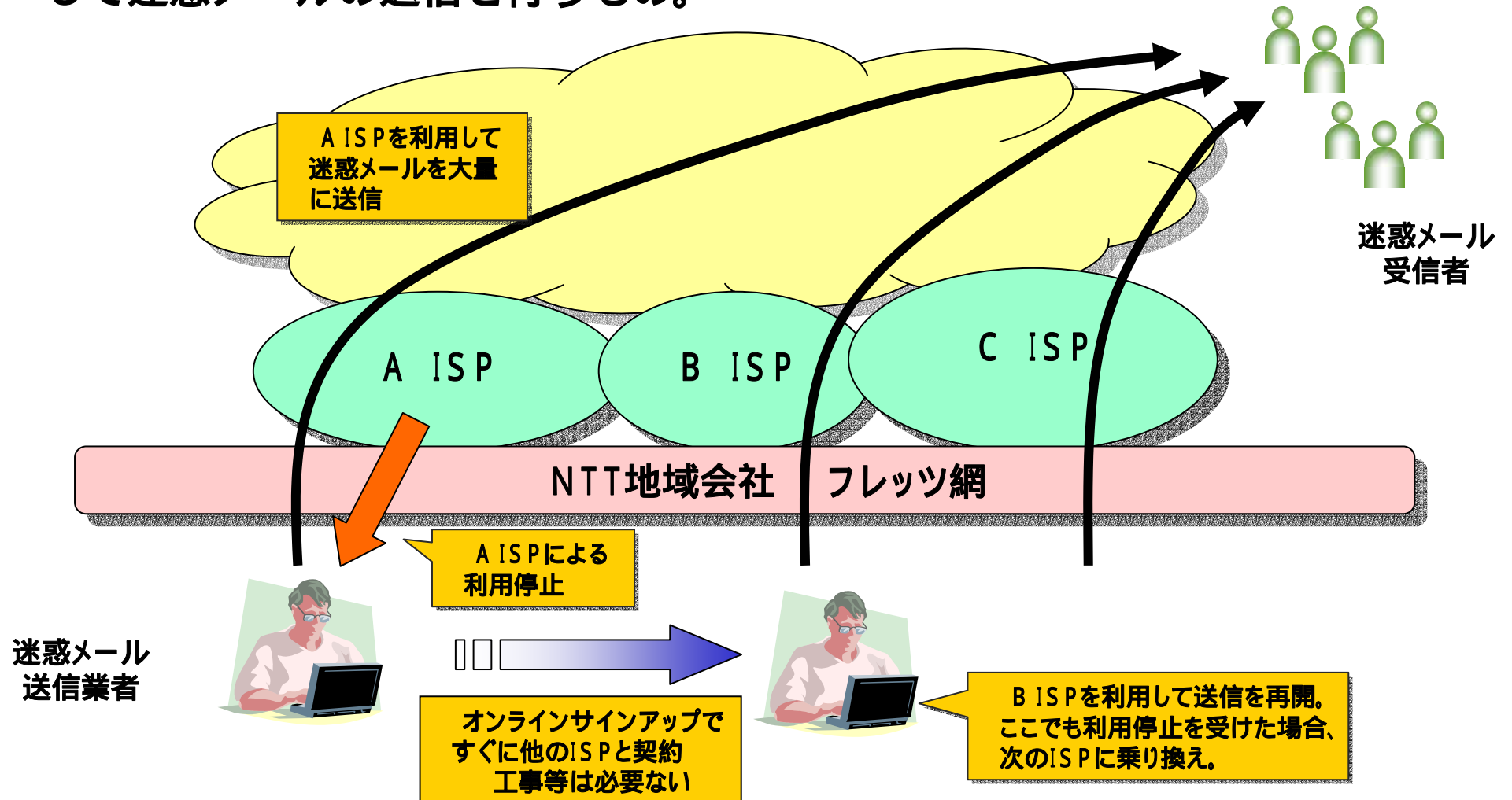
オープンリレーサーバの利用等不正中継による送信

電子メール送信の経路情報を正しく記録しない設定がされているサーバ（オープンリレーサーバ等）を経由することにより、送信者の情報を受信者に分からないようにするもの。



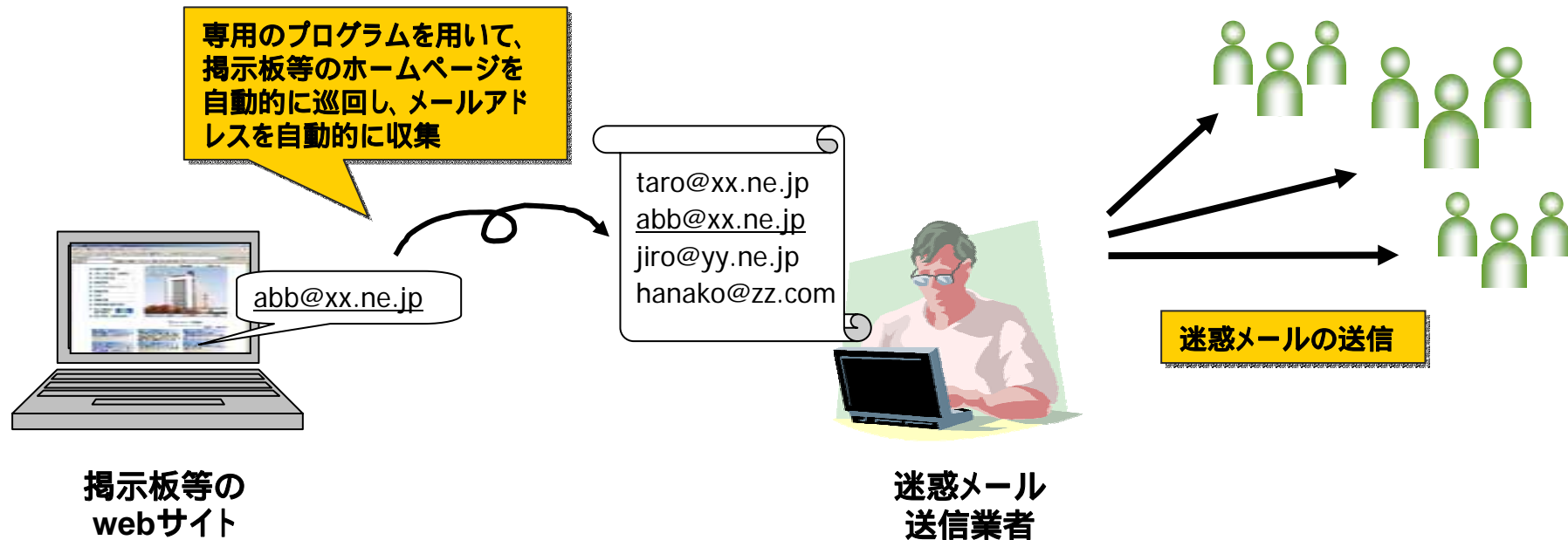
複数のISPを渡り歩いて送信を継続

NTT地域会社のフレッツ網を利用している場合に、あるISPが利用できなくなると、即座に他のISPと契約することにより、間を空けずに継続して迷惑メールの送信を行うもの。

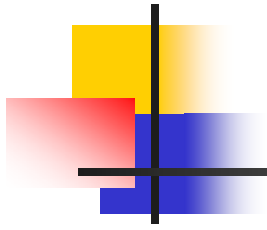


自動収集したアドレスの利用

web上に情報が掲載されているメールアドレスを自動的に収集することにより、迷惑メールを送信する。



友人との間のみ等、メールを日常やりとりする特定の相手方との間のみメールアドレスを伝えている場合に比べ、自己の電子メールアドレスをweb上等に公開し、広く電子メールによるやりとりを可能としている場合に特に迷惑メールの受信件数が多くなっているのではないかとされているが、上記のような手法により迷惑メール送信者の送信先リストに掲載されてしまっている可能性がある。



4 迷惑メール対策の現状

主要携帯電話事業者による最近の主な迷惑メール対策

各社のHP掲載情報等により事務局にて作成。

1. 迷惑メール送信回線の停止措置等

事業者	概要
NTTドコモ	平成16年7月21日現在、3,220回線を停止、21回線を契約解除
KDDI (au)	平成16年8月31日現在、37,500回線を停止
ボーダフォン	平成16年9月1日現在、17,009回線を停止

2. 携帯電話発メールの送信通数制限措置

事業者	概要
NTTドコモ	<ul style="list-style-type: none">送信可能通数を<u>1回線1日当たり1,000通未滿</u>に制限（平成15年10月20日～）送信可能通数を原則として<u>1回線1日当たり200通未滿</u>に制限（平成16年1月8日～）
KDDI (au)	送信可能通数を <u>1回線1日当たり1,000通未滿</u> に制限（平成16年8月23日～）
ボーダフォン	一定の時間内（ <u>最大3時間</u> ）における送信可能通数を <u>1回線120通未滿</u> に制限（上限を超えて送信した場合は、その時点から21時間メール送信不能に）（平成15年12月22日～）



携帯電話事業者の迷惑メール対策（概要一覧）

【受信者側で設定等を行うもの】

- ・メールアドレス初期値の英数字化
- ・アドレス(ドメイン)指定受信・拒否機能の提供
- ・携帯発になりすましたPC発メールを拒否する機能の提供
- ・「未承諾広告」フィルタリングサービスの提供
- ・選択受信機能(送信者と件名のみ先に受信可能)の提供

【送信者側の送信機能に一定の制約を設けるもの】

- ・あて先不明率の高いメールについてサーバで受信を拒否
- ・1回線1日当たりのメール送信通数を制限(1,000通未満等)
- ・Eメールの同報送信可能通数を制限(30通から5通に変更等)
- ・受信者からの申告に基づく迷惑メール送信業者に対する利用停止等

【その他の対策】

- ・ショートメッセージサービス(SMS)の広告メールに対して特定電子メール法と同様の表示義務を課すとともに、拒否者への再送信を禁止
- ・携帯電話あてメールのヘッダ情報を受信者に提供
- ・請求書同封物、パンフレット等による周知啓発



I S P の迷惑メール対策（概要一覧）

【受信者側で設定等を行うもの】

- ・複数のキーワード(fromアドレス、宛先、件名、メール容量等)によるフィルタリング機能の提供
- ・迷惑メールのパターンを学習・解析し、迷惑メールと判断したメールを自動的に分類する機能の提供

【送信者側の送信機能に一定の制約を設けるもの】

- ・迷惑メール送信者に対する利用停止
- ・fromアドレスを詐称した送信元からの接続を拒否
- ・入会直後一定期間におけるメール送信通数の制限

【その他の対策】

- ・約款による禁止行為(無断で広告宣伝メールを送信すること等)の明確化
- ・過去に利用停止措置を受けたクレジットカードによる加入を拒否
- ・迷惑メールへの対策方針を「迷惑メール対策ポリシー」として策定



事業者団体等における主な迷惑メール対策活動

(社)日本インターネットプロバイダー協会

協会内で定期的に行っている「行政法律部会」において、本年2月より、迷惑メール対策に関する課題等を取り上げている。

MAAWG Japan

2004年4月に、I I J、オープンウェブシステムズを中心に活動を開始。国内大手ISPや携帯電話事業者、ソフトウェアベンダーなど十数社が参加し、送信者認証技術の検証等を行っている。

注) MAAWGとは、迷惑メール対策の国際ワーキング・グループとして2003年12月に米国で設立。日本からはI I Jが参加。

迷惑メール撲滅連絡会

ヤフーとマイクロソフトが中心となり、2003年12月より開催。技術面・法律面における情報交換等を行っている。

グローバル・インターネット・アライアンス (GIA)

ニフティ、米 Earth Link、英 B T 等各国のISP 9社により2000年結成。迷惑メール対策を含めた先端技術に関する情報共有等を行っている。

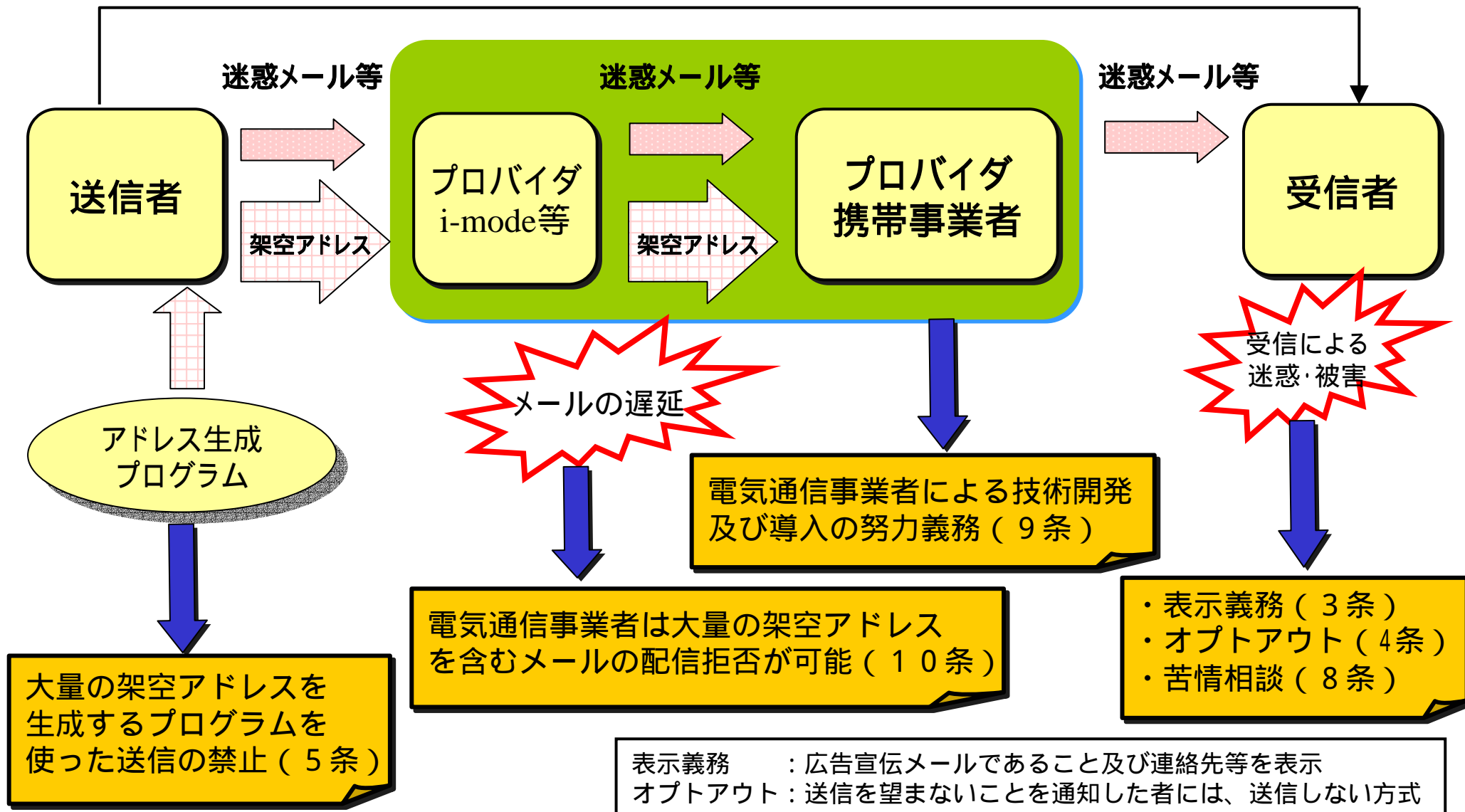


総務省の迷惑メール対策

- 1 . 「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」の執行
 - (1) 法律違反者に対する措置命令の実施
(平成14年12月、平成15年11月、平成16年4月)
 - ・ 警告メールの送信
 - (2) 報告徴収の実施
 - (3) 技術の研究開発及び電気通信事業者によるその導入の状況の公表 (平成15年8月)
- 2 . 電気通信事業者等による自主的な迷惑メール対策の促進
 - (1) 利用停止、通数制限措置等携帯電話事業者による迷惑メール対策を促進
 - (2) 「迷惑メール対策推進連絡会」を定期的に開催し、情報共有・意見交換を実施
- 3 . 国民への周知啓発
 - (1) 迷惑メール送信業者への「名義貸し」について (平成15年10月7日)
 - ～ 他人に気軽に名義を貸さないようご注意ください～
 - (2) 携帯電話等に着信する迷惑メールに対する自衛策について (平成16年1月19日)
 - (3) メールに記載されたURLへの不用意なアクセスについて (平成16年4月19日)
 - ～ 不当料金請求の新しい手口にご注意ください～
- 4 . 諸外国政府との情報交換等
 - (1) O E C D 等国際会議において迷惑メール問題への対応策等について情報交換
 - (2) 諸外国における迷惑メール対策 (法制度整備) に関する情報収集・分析

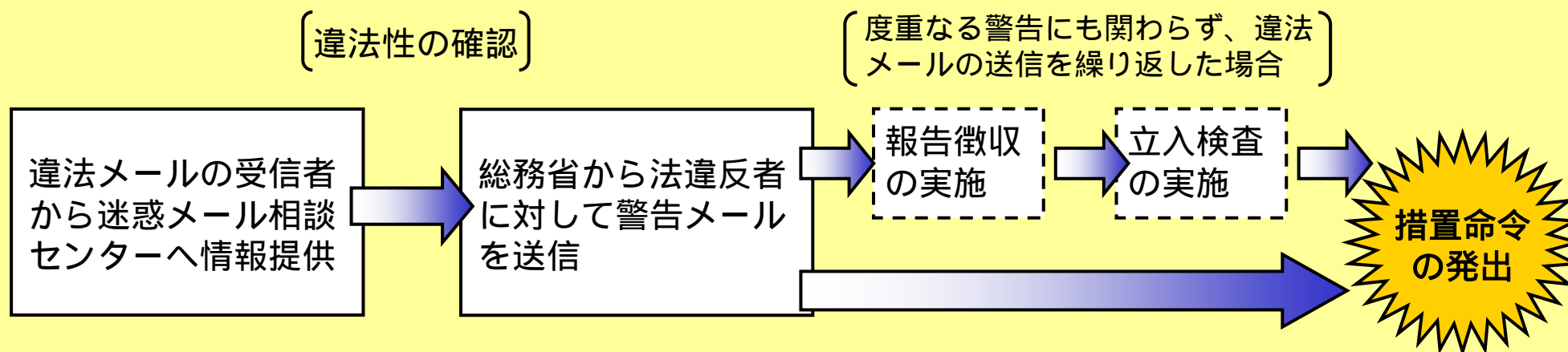
特定電子メール法に基づく迷惑メール問題への取組

一時に多数送信される広告宣伝メール等



特定電子メール法に基づく「措置命令」について

1. 措置命令に至るプロセス



2. 過去の措置命令実施状況

平成14年12月25日 東京都中野区の事業者（表示義務違反）

平成15年11月11日 東京都中野区の事業者（表示義務違反） 報告徴収を実施

平成16年 4月15日 東京都新宿区の事業者（表示義務違反） 報告徴収を実施

注：各事業者とも、措置命令後に違法メールを送信した事実は確認されていない。（ 罰金刑の例はなし。）



「迷惑メール対策推進連絡会」について

迷惑メールについては、これまで、官民双方による様々な対策が進められてきたが、携帯電話発着を中心に、依然として大きな問題となっていることから、その一層の改善に向け、携帯電話事業者、総務省等関係機関による実質的な意見交換、官民合同施策の検討などを行う「迷惑メール対策推進連絡会」を平成15年11月から開催

参加者

<携帯電話事業者>

(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ボーダフォン(株)、ツーカーセルラー東京(株)

<PHS事業者>

DDIポケット(株)、(株)鷹山

<関係団体等>

(社)電気通信事業者協会、(財)日本データ通信協会、総務省(総合通信基盤局消費者行政課)

会合概要

<開催日> 第一回 平成15年11月6日(木) 第二回 平成15年12月16日(火) 第三回 平成16年3月3日(水)

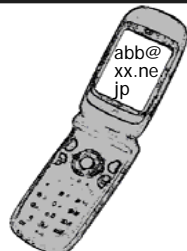
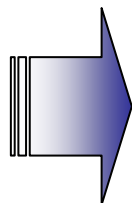
<内容> 各事業者等における迷惑メール問題への取組、我が国における迷惑メール送受信の実態、海外における迷惑メール対策等の動向等について、情報交換等を行った。

携帯電話に着信する迷惑メールに対する自己防衛手段

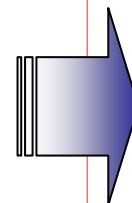
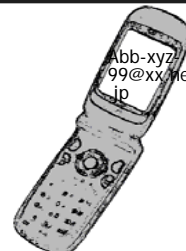
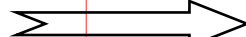
平成16年1月19日、迷惑メールへの自己防衛策として下記の内容の報道発表を実施。

1. 長く複雑なメールアドレスに変更する。

迷惑メール送信業者がランダムにアドレスを作成して送信する場合、単純なアドレスだと迷惑メールが届きやすい



長く複雑なアドレスに変更すると...

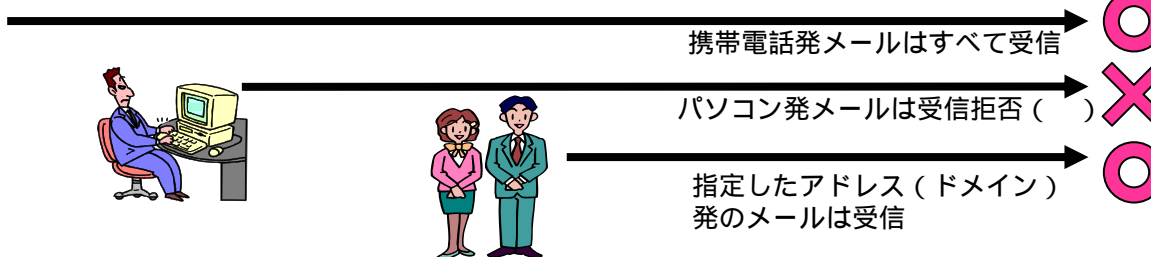


ランダムな迷惑メールがヒットする確率が低下!!

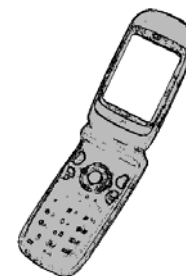
注：大量に迷惑メールを受信している場合、アドレスが迷惑メール送信業者のリストに掲載されている可能性が高いため、アドレスを変更だけでも効果が期待できる。

2. 指定したアドレスやドメインからのメールのみ受信するように設定する。

例えば...



迷惑メール送信業者は、パソコンから大量に送信するのが通例。



3. 必要以上に自分のアドレスを他人に漏らさない。

無料サイトに気軽に自分のアドレスを登録するなど、必要以上に自分のアドレスを他人に漏らすと、迷惑メール送信業者のリストに掲載され、迷惑メールを受信する可能性が高まります。



リスト化!

リスト化!

taro@xx.ne.jp
abb@xx.ne.jp
jiro@yy.ne.jp
hanako@zz.com



迷惑メール



迷惑メール送信業者への「名義貸し」について

【背景】

パソコン発の迷惑メールを受信しないようにするため、ドメイン指定受信（拒否）サービス（携帯電話発のメールのみ受信する等）を利用する携帯電話ユーザの増加
携帯電話発の迷惑メールが増加
携帯電話事業者による迷惑メール送信回線の利用停止措置の実施（同一名義の回線はすべて停止）

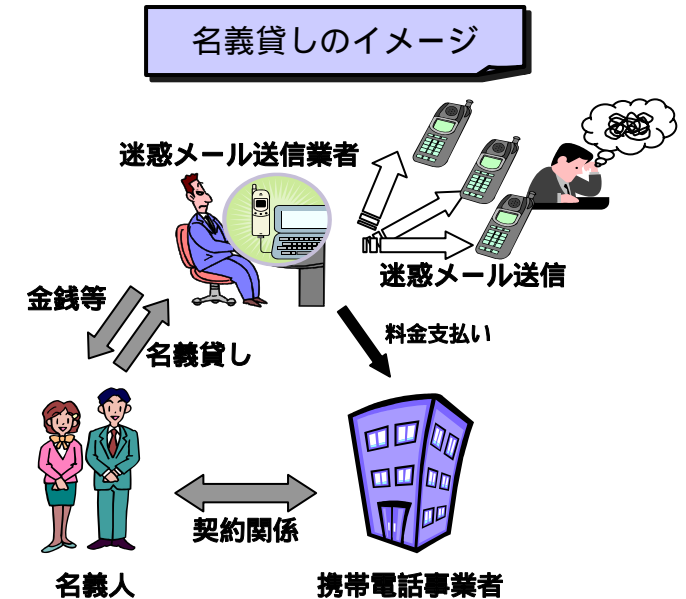
迷惑メール送信業者は、できるだけ多くの他人名義の携帯電話契約回線が必要

金銭等と引き換えに、自分の携帯電話の名義を貸す「名義貸し」が増加

名義貸しをすると・・・

迷惑メールの送信に協力することにつながり、また自らトラブルに巻き込まれる可能性

総務省では、平成15年10月7日の報道発表において、他人に気軽に名義を貸さないよう注意喚起を行った。



具体的には、迷惑メール送信回線の契約者として各携帯電話事業者が定める約款上の責任を負うことになり、以下のようなことが考えられる。

名義貸しをした回線で、迷惑メールの送信などが行われた場合、契約者本人が利用している同一名義の携帯電話回線が利用停止になることがある。

料金滞納が発生した場合、最終的には、契約者本人がその支払い義務を負うことになり、料金が高額となる可能性もある。

契約者本人も料金滞納した結果、契約解除となった場合には、全ての携帯電話・PHS会社との契約ができなくなる可能性がある。

名義貸しをした回線を利用して法令違反行為が行われた場合、トラブルに巻き込まれる（仮に名義貸しをした回線により法令違反行為が行われることを知っていた場合には、法令上の責任が生じる）可能性がある。

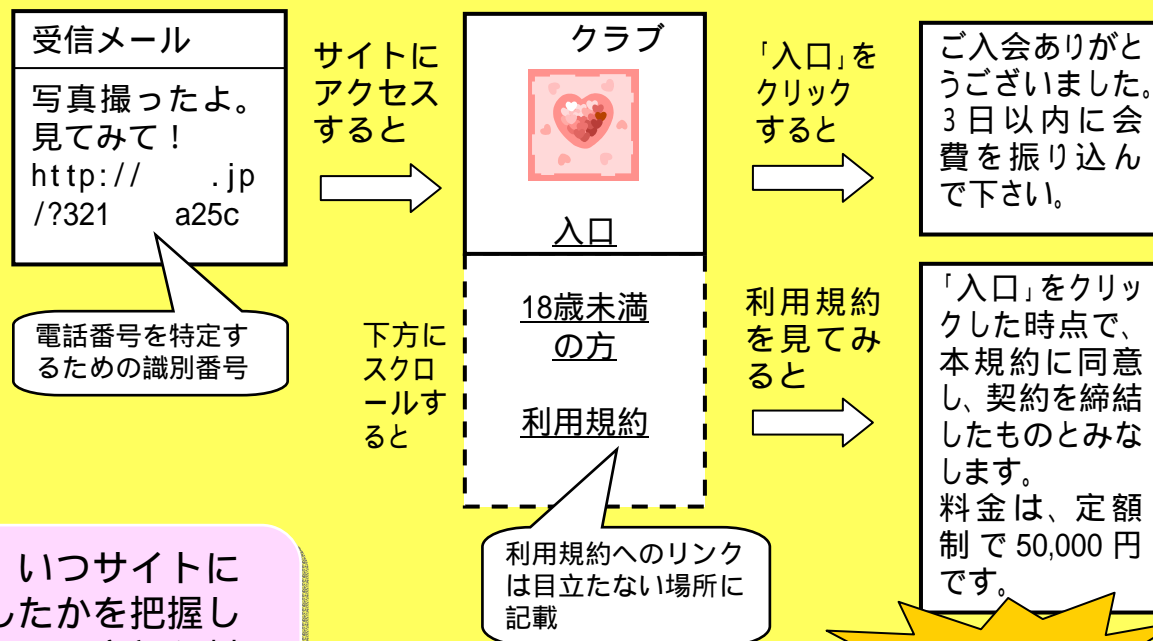
メールに記載されたURLへの不用意なアクセス

平成16年4月21日、下記の内容について報道発表

平成16年に入ってから、メールに記載されたURLをクリックして、高額な会費を請求されたといった相談が急増。
こういった手口の最も典型的なパターンは以下のとおり。

1. 受信者ごとに異なる識別番号を含むURLが記載された迷惑メールを送りつけ、サイトにアクセスされるのを待つ。
2. サイトのトップに「入口」などと表示し、これをクリックするとすぐに入会したこととする。
(利用規約にこの旨を記載)

【イメージ図】



！
サイト運営者は、どの電話番号から、いつサイトにアクセスして「入口」等をクリックしたかを把握しているので、これらを証拠として提示し、高額な料金を請求してくる！！

不当な契約方法と高額な会費について記載



メールに記載されたURLへの不用意なアクセス

このようなメールを受け取った場合や、メールに記載されたサイトにアクセスしてしまった場合には、以下の点に注意する。

1 見覚えのない送信元からのメールに記載されたURLには不用意にアクセスしない。

特に、『http:// .jp/?321 a25c』など、URLの最後にランダムな英数字が含まれている場合は、アクセスしただけで電話番号やメールアドレスを特定されてしまう可能性があるため注意が必要。

2 サイトにアクセスする場合には、必ず最初に利用規約をよく読む。

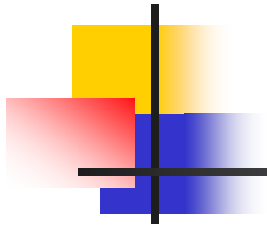
利用規約には、契約内容や料金について重要な事項が記載されているため、サイトの有料・無料に関わらず、必ず最初に読むようにする。

悪質なアダルトサイトや出会い系サイトでも、不当な入会方法や高額な会費について、利用規約に記載されている場合が多い。

3 「入口」等をクリックした場合でも、錯誤（勘違い）があった場合、その契約は原則として無効となる。

法律上、利用者が契約をするに当たり錯誤（勘違い）があった場合、その契約は原則として無効となる旨が定められている（民法第95条及び電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律第3条）ため、今回紹介した事例については、法律上無効となる場合が多いと考えられる。

契約に当たって錯誤があったかどうか不安な場合には、自治体等の無料弁護士相談等を利用して、本当に契約が成立し料金を支払う必要があるのか確認することが有効。



5 海外の状況について

各国の迷惑メール対策法制度の概要比較

	米国	英国	オーストラリア	韓国	日本 (特定電子メール法)
規制対象					
S M S	(迷惑電話規制の対象)				×
法人宛メール		×			×
手法					
オプトイン /アウト	P C着：オプトアウト 携帯着：オプトイン	オプトイン	オプトイン	P C着：オプトアウト 携帯着：オプトイン	オプトアウト
表示義務					
送信者の情報					
受信拒否方法					
その他	-	-	-	アドレス収集元	経路情報
禁止行為					
架空アドレス あて送信		×			
自動アドレス 収集		×			×
他者の機器から 不正に送信		×	×	×	×
不正な中継を させる送信		×	×		×
罰則	5年以下の懲役刑 罰金刑	罰金刑	罰金刑	2年以下の禁固刑 罰金刑	行政による措置命令 (命令違反には罰金刑)
I S P 関連					
免責事項	×	×	×		(架空アドレス送信)
訴訟関係	(法定損害賠償金、弁護士 報酬等の訴訟手続)	(訴訟可能な旨)	(被害者からの申し立てに よる裁判所の賠償命令)	×	×

米国スパム対策法の概要

2003年12月16日、大統領署名により、米国においてスパム対策法（Controlling the Assault of Non-Solicited Pornography and Marketing Act of 2003；CAN-SPAM Act of 2003）が成立。

表示義務

- ・ 広告又は勧誘である旨（FTCは、表題への「ADV」等の表示の義務付けについて法施行後18ヶ月以内に検討）
- ・ 受信拒否を行う機会がある旨及び受信拒否を要請を受けるための電子メールアドレス
- ・ 送信者の住所
- ・ 性的素材を含む場合は、その旨の警告ラベル 等

禁止事項

- ・ 不正にアクセスしたコンピュータからの送信（いわゆるゾンビPCによる送信など）
- ・ 送信元を隠蔽するために送信を中継させる行為（いわゆるオープンリレーサーバを利用した送信など）
- ・ ヘッダー情報を改竄した送信
- ・ 受信拒否の要請から10日後以降の当該受信者への送信の禁止
- ・ 他人のウェブサイトから自動取得したアドレス及び自動生成したアドレスを使用した送信の禁止 等

その他

- ・ 本法は、商業電子メールに関する州規制に優越する
- ・ 米国内に居住する者が受信者であれば、米国外の送信者も対象に
- ・ FCCは、法施行後270日以内に、移動サービス商業メッセージから加入者を保護するため、加入者の受信拒否方法等に係る規則を公布する 等

罰則

- ・ 最高で5年間の懲役または罰金（損害賠償額の上限は600万ドル）

施行日

- ・ 2004年1月1日

米国FCC携帯端末向けスパム規制の概要

2004年8月12日、FCCは、CAN-SPAM法14条に基づき、移動サービス商業メッセージから加入者を保護するための規則を発表。概要は以下のとおり。

オプトイン

- ・受信者から、事前に明確な同意を取らない限り、移動サービスを介した商業メッセージの送信は禁止。
- ・受信拒否の通知を受けるための方法（無料かつ30日間は有効である必要あり）を表示。
- ・同意をした送信者であることを特定するための情報を表示。
- ・受信拒否の通知を受けた場合には、10日以内に送信を終了すること。

ドメインリスト

- ・移動サービス提供事業者は、移動サービス用ドメイン名をFCCに登録、FCCはリストを公表。
- ・リスト掲載期間が30日を超えたドメインあてに商用メッセージを送信することが禁止される。
- ・新たなドメインの利用30日前に登録、6ヶ月以上使用しないドメインを削除。

同意の取得方法

- ・事前の同意は、口頭または書面（電子的な方法を含む）で得ることができる。
- ・書面による同意には、署名（電子署名含む）が必要。
- ・ウェブサイトで同意を得る場合は、受信者が受信を容認するメールアドレスを入力させなければならない。
- ・同意は、商業メッセージを送信する者が自ら取得しなければならない。

適用除外

- ・SMS及び企業と顧客間の取引メールは対象外（SMSについては、既存の迷惑電話取り締まりの対象となる）
- ・PC着メールを携帯電話に転送する（ように受信者が設定している）場合は対象外

施行日

- ・官報に要約公開後30日以内（9月11日）に施行

米国FTC「Do-Not-Email登録簿に関する報告書」の概要

(2004年6月15日発表)

登録簿の形態と有効性

報告書では、登録簿の形態について、次の3方式を挙げており、その有効性について強く否定している。

登録簿の形態	有効性の検討
スパム受信を望まないメールアドレスをデータベース化し、送信事業者に閲覧させる方式	登録したメールアドレスが現在使われていることをスパマーに認識させ、登録簿をベースにしたスパム送信が行われる可能性があるため、逆効果である。
スパム受信を望まないメールアドレスのドメインを登録する方式	実質的に、全ての商業メールの送信を排除することになるため、オプトインを導入するに等しいが、すでにオプトインを導入した英国で実効性が上がっておらず、効果は乏しい。
スパム受信を望まないメールアドレスを登録したシステムを構築し、全ての商業メールにこのシステムを経由させることによって、フィルタリングする方式	大半のスパマーは、このシステムを経由させないだろうし、善良な送信者にとっては、このシステムを経由させると着信に成功したかが認知できないため問題である。

代替措置としての送信者認証制度

報告書では、Do-Not-Email登録簿の代替措置として、「送信者認証制度」の早期導入に強い意向を示しており、認証技術の標準化に関する会議を開催する旨表明している(11月に開催予定)。



英国スパム対策法の概要

2003年9月18日、英国において「2003年プライバシー及び電子通信（EC指令）規則」が制定。
2003年12月11日施行。

オプトイン

- ・ 次の場合を除き、マーケティング目的での一方的な電子メールの送信は禁止
メール送信について受信者が同意した場合
製品販売の過程で、受信者に関する連絡情報を取得した場合であって、類似製品のみに関するメールを送信する場合（拒否できる手段を提供する必要あり。）
- ・ 個人に対して送られる電子メール、SMSが対象

禁止事項

- ・ 送信者の身元を偽装、秘匿すること
- ・ 送信停止を要求するための有効なアドレスを提供しないこと

罰則

- ・ 違反者には最大5000ポンド（約93万円）の罰金

その他

- ・ 本法違反により損害を受けた者は訴訟を提起できる
- ・ 加入者とISPとの契約のうち、本法の要件に一致しない条件は無効



EUにおけるスパム対策（EU指令）

DIRECTIVE 2002/58/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 12 July 2002 concerning the processing of personal data and the protection of privacy in the electronic communications sector (Directive on privacy and electronic communications)
(電子通信分野における個人データ処理及びプライバシー保護に関する2002年7月12日の欧州議会及び理事会指令)

第13条 望まない勧誘電話

1. DMを目的とした、人間が介在しない自動通話システム（自動発信機）、ファックス又は電子メールの利用は、加入者の事前の同意がある場合のみ許される。
2. 第1項にもかかわらず、自然人又は法人は指令95/46/ECに従って製品又はサービスの販売を通して電子メールを送るための詳細情報をその顧客から取得した場合には、当該自然人又は法人が所有する類似製品又はサービスのDM用にそれらの情報を利用できる。ただし、詳細な情報が収集された時点や、顧客がその情報の利用を最初に拒絶しなかった場合には各メッセージが送られるときに、当該利用を無料かつ簡易な方法で拒絶する機会が明確にはっきりと当該顧客に与えられることを条件とする。
3. (略)
4. いかなる場合においても、通信を行う発信者の身元を偽り、若しくは隠し、又は受信者が通信の停止を求めることを連絡できる確実な受取人のアドレスなしに、DMの目的で電子メールを送信してはならない。
5. 本条第1項及び第3項で定められた権利は自然人たる加入者に適用されるものとする。加盟国はまた、EU法及び適用される国内法の枠組みの中で、これらの通信に関して自然人以外の加入者の正当な権利が十分に保護されることを保証するものとする。

第17条 国内法への移行

1. 2003年10月31日より前に、加盟国はこの指令を遵守するために必要な国内規定を発効させるものとする。



オーストラリアスパム対策法の概要

2004年4月10日、オーストラリアにおいて「Spam Act 2003」が施行。本法の所管はオーストラリア通信庁（ACA）

オプトイン

- ・ 望まれない商業メールの送信禁止（受信者が同意した場合のみ送信可能）
- ・ 電子メール、ショートメッセージサービス、インスタントメッセージが対象
- ・ オーストラリア発の全メール及び、海外発オーストラリア着のメールも対象

表示義務

- ・ 受信者が送信者と連絡をとるために必要な正確な情報
- ・ 今後メールを受け取らないようにするための方法

禁止事項

- ・ メールアドレスの自動収集ソフトの使用及び当該ソフトを用いて作成したアドレスリストの使用禁止

罰則

- ・ 違反者には最大約22万豪ドル（約1760万円）の罰金
（再犯の場合、最大約110万豪ドル（約8800万円の罰金）

韓国スパム対策法の概要

「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律」改正経緯

- 1999年 2月 オプトアウト導入
- 2001年 1月 表示義務導入
- 2002年12月 規制対象メディア拡大、アドレスの偽装、自動生成・収集禁止、児童対策強化、スパマーに対するISPの権利強化
- 2003年12月 罰則強化

オプトアウト

- ・ 受信者の明確な拒否に反して広告メールを送ることを禁止
- ・ 電子メール、電話、FAX、ショートメッセージサービス、大統領令で定めるその他メディアが対象
違反者には3000万ウォン（約300万円）の罰金

表示義務

- ・ タイトル先頭に（韓国語で）「広告」または「アダルト広告」、末尾に「@」と表記
- ・ 本文に発信者の連絡先及び受信拒否の明確な方法を明記
違反者には3000万ウォン（約300万円）の罰金

禁止事項

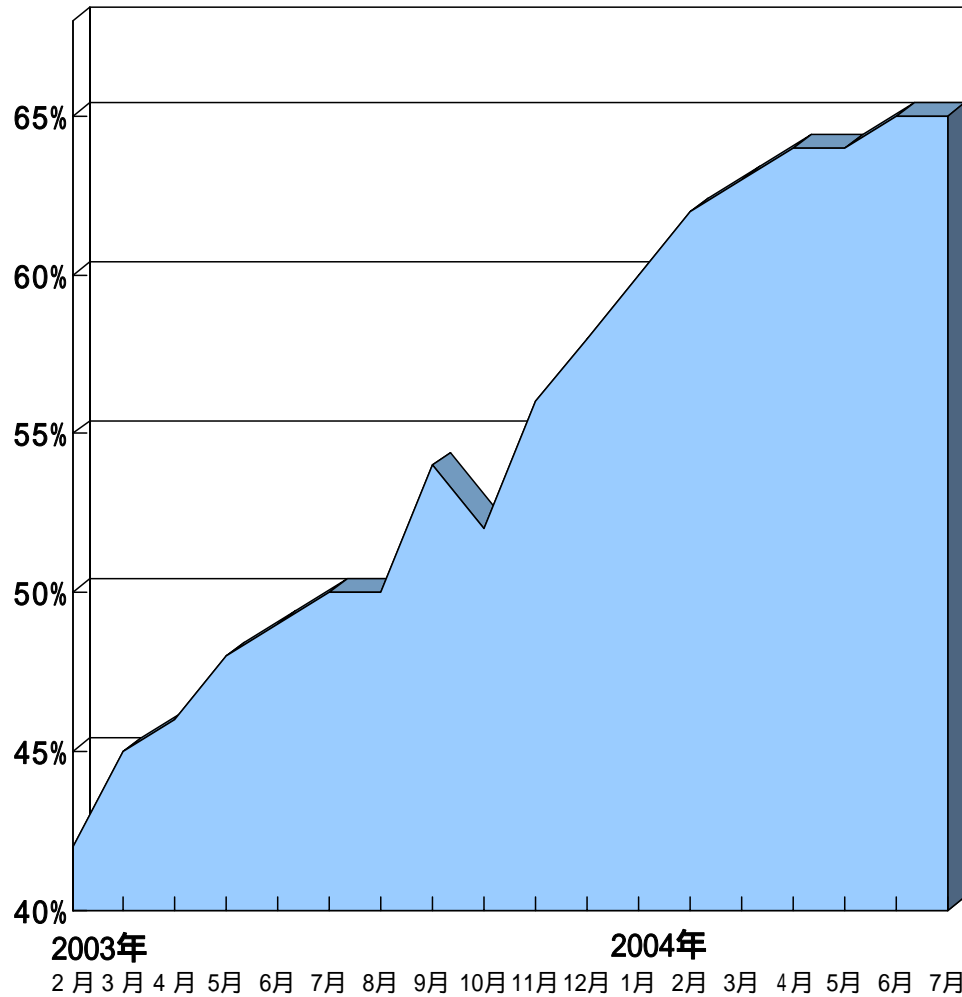
- ・ 未成年者（19才以下）に対する卑猥な内容、暴力的な内容を含む広告メールの送信の禁止
- ・ ヘッダーの改ざんなど、受信拒否から逃れるためのあらゆる技術的操作の禁止
- ・ メールアドレスおよび電話番号の自動生成プログラムの使用禁止
- ・ ウェブサイトから管理者に無断でメールアドレスを収集すること及びメールアドレスリストの販売の禁止
違反者には2年以下の禁固または1000万ウォン（約100万円）の罰金

その他

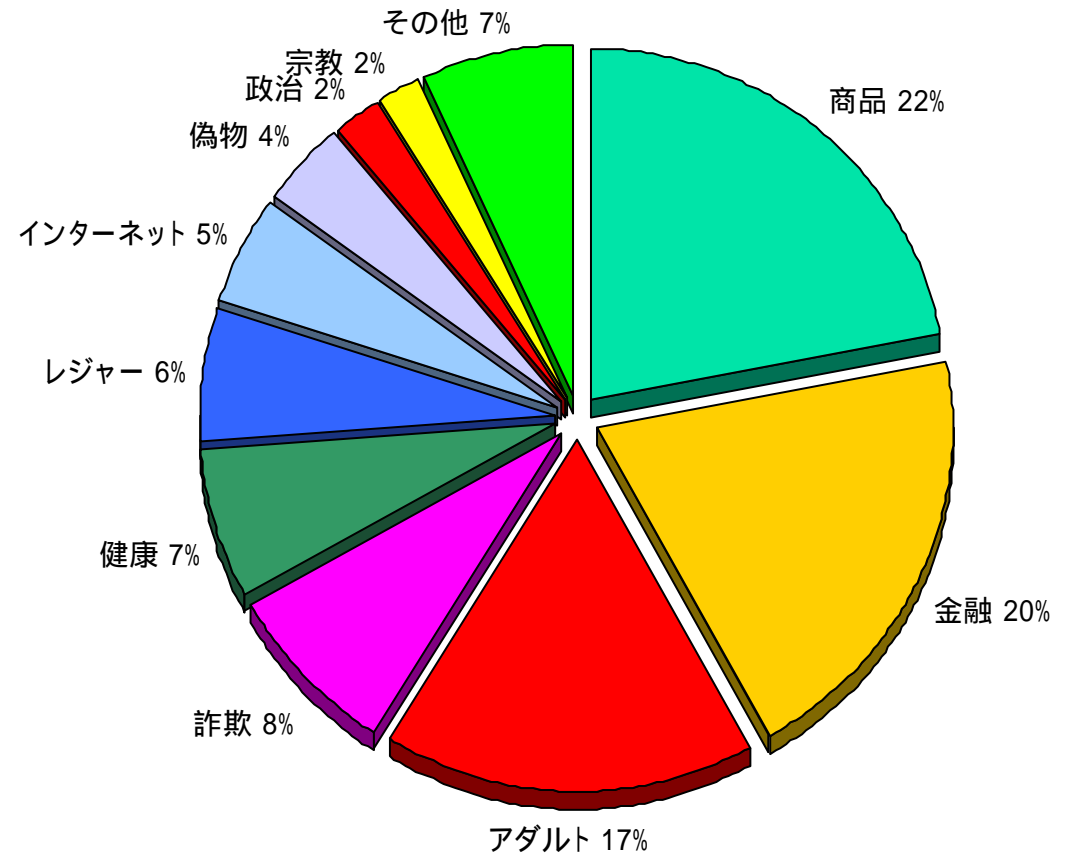
- ・ ISPは、大量のスパムが送信されるおそれがある場合に、当該サービスの提供を拒否することができる

世界におけるスパムの状況

全Eメールに占めるスパムの割合



スパムの内容



(米シマンテック社資料に基づき作成)

国際機関等におけるスパム（迷惑メール）に関する議論の動向

OECD（経済協力開発機構）

- 平成16年 2月 第1回「スパムに関するワークショップ」（ブリュッセル）
- ・ スパムが世界規模で問題となっていること、多面的な対策が必要であることの認識を共有
- 7月 「スパムタスクフォース」設置
- ・ 各種ワークショップとメンバー限定用電子掲示板を通じて議論
 - ・ 法令、技術等多面的（包括的）なスパム対策の取りまとめが目的
- 9月 第2回「スパムに関するワークショップ」（釜山）
- ・ 第1回会合で議論された対策の具体的方策を議論
- 10月 「スパム対策執行に関するワークショップ」（ロンドン）
- ・ 7月にスパム対策執行MOUを締結した米・英・豪を中心に、執行面に焦点を当てて議論

ITU（国際電気通信連合）

- 平成16年 7月 WSIS（世界情報サミット） スパム対策に関するテーマ会合
- ・ スパムが世界規模で問題となっていること、多面的な対策が必要であることの認識を共有
 - ・ 豪・韓、米・英・豪を先例としたMOU（覚書）の締結等による国際協調の必要性を確認
- 12月 「規制機関による国際シンポジウム」
- ・ 各国規制機関によるスパム対策に関するシンポジウムを開催
- 平成17年11月 第2回WSISチュニス会合
- ・ スパム対策が、インターネットガバナンスと並んで主要議題となる予定

APEC（アジア太平洋経済協力）

- 平成16年 2月 電子商取引ステアリンググループ会合（ECSG）
- ・ スパムが主要議題となり、情報交換、各国対策の取りまとめ、他機関との連携推進を合意
- 9月 電気通信・情報ワーキンググループ会合（TEL）
- ・ セキュリティの一環として、スパム対策を議論

米・英・豪スパム対策執行協力MOU（覚書）の概要

< 2004年7月2日締結 >

締結機関

- ・ 米国 連邦取引委員会（FTC）
- ・ 英国 貿易産業省（DTI）、公正取引庁（OFT）、インフォメーションコミッショナー
- ・ 豪州 豪競争・消費者委員会（ACCC）、豪通信庁（ACA）

目的

- ・ スпамへの効果的な執行の円滑化、不必要な重複の回避、継続的・同時進行的捜査の円滑化、研究・消費者啓発の円滑化等のために証拠を共有する
- ・ アドレス収集・辞書攻撃を含む調査研究、自主規制・技術的解決策、関連法の改正等のために情報を共有する

協力範囲

- ・ 各機関が所有する証拠の提供・交換・議論
- ・ スパムの発見・調査における最大限の協力
- ・ 要請を受け、証言・陳述等の聞き取り、文書の入手、人・物の発見・特定を通じた証拠の取得
- ・ ユーザからの苦情に関する情報共有
- ・ クロスボーダースпамに対する執行協力 等

その他

- ・ 協力要請先（コンタクトポイント）の明示
- ・ 要請項目は、捜査対象者の素性、捜査内容、必要な証拠、取るべき行動、秘密事項の取扱いなど
- ・ その他、要請の限界、大幅法改正時の協議、費用負担、協力期間、毎年レビュー等について規定

豪・韓スパム対策執行協力MOU（覚書）の概要

< 2003年10月20日締結 >

締結機関

- ・豪州 豪通信庁（ACA）、豪国家情報経済局（NOIE）
- ・韓国 情報保護振興院（Information Security Agency）

目的

- ・両国から発信されるスパム、及び両国民が受信するスパムをできる限り減少させる
- ・両国の法令に準拠し、相互利益に資する範囲で、緊密な協力とスパムに関連する情報の交換を促進する

協力範囲

- ・スパム防止のための規制枠組みを確立及び強化するための政策と戦略に関する情報交換
- ・政府の規制方針や、政府の執行を強化する規制方針を、効果的に活用するための戦略や情報の交換
- ・相手国に関連して、政府の執行において収集された知識の交換
- ・産業界の協力の推奨
- ・協力形態としては、情報交換ルートの確立、代表団の交換訪問、産業界と政府組織間の連携の奨励等、をとることができる

その他

- ・協力に関して責任を負う代表者を指名する
- ・その他、国内法、国際的責任の範囲内で行う旨、十分な資源の提供、秘密資料の取扱、紛争処理、協力期間、等について規定